

平成 18 年第 1 回  
つくばみらい市議会臨時会会議録

平成 18 年 4 月 6 日 開会  
平成 18 年 4 月 10 日 閉会

つくばみらい市議会

平成18年第1回つくばみらい市議会臨時会会議録

招集告示..... 1

会 議 録 第 1 号

日時 ..... 3  
出席並びに欠席議員 ..... 3  
出席説明員 ..... 3  
出席事務局職員 ..... 4  
会議録署名議員 ..... 4  
議事日程 ..... 4  
本日の会議に付した事件 ..... 4  
開会 ..... 5  
・開会の宣告 ..... 5  
・市長職務執行者あいさつ ..... 6  
・仮議席の指定について ..... 8  
・選挙第1号 議長の選挙について ..... 8  
・議席の指定について ..... 10  
・会議録署名議員の指名 ..... 10  
・会期の決定について ..... 10  
・選挙第2号 副議長の選挙について ..... 11  
・発議第1号～発議第3号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ..... 13  
・常任委員会委員の選任について ..... 15  
・常任委員会正副委員長の互選について ..... 15  
・議会運営委員会委員の選任について ..... 15  
・議会運営委員会正副委員長の互選について ..... 16  
・発議第4号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ..... 16  
・議会広報特別委員会正副委員長の互選について ..... 17  
・選挙第3号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について ..... 18  
・選挙第4号 常総衛生組合議会議員の選挙について ..... 19  
・選挙第5号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について ..... 19  
・選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について ..... 20  
・休会の件について ..... 21  
・散会の宣告 ..... 21  
散会 ..... 21

## 会 議 録 第 2 号

日時 .....	23
出席並びに欠席議員 .....	23
出席説明員 .....	23
出席事務局職員 .....	24
議事日程 .....	24
本日の会議に付した事件 .....	24
開議 .....	25
・ 開議の宣告 .....	25
・ 日程追加 .....	26
・ 議員辞職の件 .....	26
・ 議案第1号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	27
・ 議案第2号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	27
・ 議案第3号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	31
・ 議案第4号 上程、提案理由説明、質疑、採決 .....	33
・ 議案第5号 上程、提案理由説明、質疑、採決 .....	33
・ 議案第6号 上程、提案理由説明、質疑、採決 .....	34
・ 議案第7号 上程、提案理由説明、質疑、採決 .....	35
・ 議案第8号 上程、提案理由説明、質疑、採決 .....	35
・ 議案第9号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	36
・ 議案第10号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	38
・ 議案第11号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	40
・ 議案第12号 上程、提案理由説明、質疑、採決 .....	43
・ 議案第13号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 .....	43
・ 閉会の宣告 .....	50
閉会 .....	50

つくばみらい市告示第124号

平成18年第1回つくばみらい市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成18年3月30日

つくばみらい市長職務執行者 飯 島 善

1. 期 日 平成18年4月6日

2. 場 所 つくばみらい市立谷和原公民館

3. 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) つくばみらい市議会会議規則の制定について
- (4) つくばみらい市議会事務局設置条例の制定について
- (5) つくばみらい市議会委員会条例の制定について
- (6) 常任委員会委員の選任について
- (7) 常任委員会正副委員長の互選について
- (8) 議会運営委員会委員の選任について
- (9) 議会運営委員会正副委員長の互選について
- (10) 議会広報特別委員会の設置に関する決議
- (11) 議会広報特別委員会正副委員長の互選について
- (12) 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- (13) 常総衛生組合議会議員の選挙について
- (14) 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について
- (15) 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について
- (16) 市長の専決事項について
- (17) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市役所の位置を定める条例以下137件)
- (18) 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度つくばみらい市一般会計暫定予算以下8件の暫定予算)
- (19) 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度つくばみらい市一般会計暫定予算以下8件の暫定予算)
- (20) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市内の字の名称変更)
- (21) 専決処分の承認を求めることについて(指定金融機関の指定)
- (22) 専決処分の承認を求めることについて(茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少)
- (23) 専決処分の承認を求めることについて(茨城租税債権管理機構規約の改正)
- (24) 専決処分の承認を求めることについて(つくば市等公平委員会規約の改正)

- (25) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- (26) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市税条例の一部を改正する条例)
- (27) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- (28) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- (29) 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例)

第 1 号

[ 4 月 6 日 ]

平成18年第1回  
つくばみらい市議会臨時会会議録 第1号

平成18年4月6日 午前10時00分開会

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	17 番	大 好 光 君
2 番	鴻 巣 早 苗 君	18 番	海老原 弘 君
3 番	染 谷 礼 子 君	19 番	富 山 和 夫 君
4 番	中 山 栄 一 君	20 番	山 崎 貞 美 君
5 番	倉 持 悦 典 君	21 番	廣 瀬 満 君
6 番	飯 泉 静 男 君	22 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	23 番	豊 島 葵 君
8 番	福 嶋 克 良 君	24 番	細 田 忠 夫 君
9 番	岡 田 伊 生 君	25 番	倉 持 眞 孜 君
10 番	古 舘 千 恵 子 君	26 番	川 上 文 子 君
11 番	直 井 誠 巳 君	27 番	中 山 平 君
12 番	横 張 光 男 君	28 番	豊 島 安 一 君
13 番	安 藤 幸 子 君	29 番	神 立 精 之 君
14 番	松 本 和 男 君	30 番	市 川 忠 夫 君
15 番	古 川 よし枝 君	31 番	篠 塚 皓 男 君
16 番	飯 野 喬 一 君	32 番	野 田 正 男 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長 職 務 執 行 者	飯 島 善 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	羽 生 恵 洋 君
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 勝 美 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	神 戸 一 夫 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君
収 入 役 職 務 代 理 者	豊 島 久 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書 記	小 川 多 美 子 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

1 番	高 木 寛 房 君
2 番	鴻 巣 早 苗 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成18年4月6日(木曜日)

午前10時00分開会

(その1)

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙について

(その2)

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 選挙第2号 副議長選挙について
- 日程第5 発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の制定について
- 日程第6 発議第2号 つくばみらい市議会事務局設置条例の制定について
- 日程第7 発議第3号 つくばみらい市議会委員会条例の制定について
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 常任委員会正副委員長の互選について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会正副委員長の互選について
- 日程第12 発議第4号 議会広報特別委員会の設置に関する決議
- 日程第13 議会広報特別委員会正副委員長の互選について
- 日程第14 選挙第3号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 日程第15 選挙第4号 常総衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第5号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第17 選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第18 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

(その1)

- 日程第1 仮議席の指定について

- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について  
(その2)  
日程第1 議席の指定について  
日程第2 会議録署名議員の指名について  
日程第3 会期の決定について  
日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について  
日程第5 発議第1号 つくばみらい市議会会議規則の制定について  
日程第6 発議第2号 つくばみらい市議会事務局設置条例の制定について  
日程第7 発議第3号 つくばみらい市議会委員会条例の制定について  
日程第8 常任委員会委員の選任について  
日程第9 常任委員会正副委員長の互選について  
日程第10 議会運営委員会委員の選任について  
日程第11 議会運営委員会正副委員長の互選について  
日程第12 発議第4号 議会広報特別委員会の設置に関する決議  
日程第13 議会広報特別委員会正副委員長の互選について  
日程第14 選挙第3号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について  
日程第15 選挙第4号 常総衛生組合議会議員の選挙について  
日程第16 選挙第5号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について  
日程第17 選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について  
日程第18 休会の件
- 

午前9時58分

議会事務局長（古谷安史君） 皆様、改めましておはようございます。議会事務局の古谷でございます。よろしくお願いいたします。

この議会は、つくばみらい市発足後初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づきまして、年長の議員が議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、野田正男議員が年長の議員でありますので、皆様方にご紹介を申し上げます。それでは、野田正男議員、議長席の方にご着席をいただきたいと思います。

〔臨時議長野田正男君着席〕

臨時議長（野田正男君） ただいまご紹介をいただきました野田正男でございます。地方自治法第107条の規定によって臨時議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

---

午前10時00分開会

開会の宣告

臨時議長（野田正男君） 着席のまま失礼をさせていただきます。

出席議員は32名であります。

ただいまから平成18年第1回つくばみらい市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

議事の進行につきましては、つくばみらい市議会会議規則が制定されておられません、今議会に発議第1号で提案されるつくばみらい市議会会議規則に準じて進行させていただきます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（野田正男君） ご異議なしと認めます。したがって、これより議事の進行につきましては、つくばみらい市議会会議規則案によって進めます。

本日の書記に4名の議会事務局職員が出席をしておりますが、局長より紹介させます。

議会事務局長（古谷安史君） 議会事務局の古谷でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から職員を紹介させていただきます。

井波でございます。

議会事務局副参事（井波 進君） よろしくお願いたします。

議会事務局長（古谷安史君） 小川でございます。

議会事務局庶務係（小川多美子君） よろしくお願いたします。

議会事務局長（古谷安史君） 亀田でございます。

議会事務局議事係（亀田和義君） よろしくお願いたします。

議会事務局長（古谷安史君） よろしくお願いたします。

---

#### 市長職務執行者あいさつ

臨時議長（野田正男君） ここで市長職務執行者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） おはようございます。

本日、ここに平成18年第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらず出席を賜り、まことにありがとうございます。私は、3月27日の新市誕生の日から5月14日に正式なつくばみらい市長が決定するまでの間、市長職務執行者を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、今議会は新市発足後の初の議会であります。初代の議会構成が決まる歴史的な会議となるわけでございます。これまで議員各位におかれましては、合併に対しまして深いご理解と温かいご協力を賜り、改めて敬意と感謝を申し上げます。

新市は市民の連帯、信頼、友好をもとに新たな一步を踏み出しましたが、合併に伴い市民の皆様には行政サービスの低下にならないように、行政事務の執行に、職員とともに全うしていく所存でございます。

そして、新市の将来像であります「活力に満ちたうるおいと安らぎのまち」を目指し、合併協議において制定されました新市建設計画を実現することで、合併効果を早めるとともに、あわせて全地域の均衡ある発展を願うものでございます。

また、両地域の皆様方が融和を図り、ともに協力し合いながら積み重ねてまいりました実績とさまざまな経験をもとに、行政の協働により新しい歴史に向かって歩んでいけるよう、

議員各位を初め、市民の皆様方のより一層のご審議、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本臨時議会は専決処分いたしました条例案件、並びに暫定予算等の承認をお願いするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

臨時議長（野田正男君） なお、本日出席している職員について、市長職務執行者の方から紹介をお願いいたします。

市長職務執行者（飯島 善君） 職員の紹介をさせていただきます。

初めに、教育長豊嶋隆一。

教育長（豊嶋隆一君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、収入役職務代理者豊島 久。

収入役職務代理者（豊島 久君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、産業振興部長鈴木 清。

産業振興部長（鈴木 清君） よろしくお願いいたします。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、都市建設部長青木 秀。

都市建設部長（青木 秀君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、教育次長倉持政永。

教育次長（倉持政永君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、総務部長海老原 茂。

総務部長（海老原 茂君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、市民部長羽生恵洋。

市民部長（羽生恵洋君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、保健福祉部長渡辺勝美。

保健福祉部長（渡辺勝美君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、秘書広聴課長森 勝巳。

秘書広聴課長（森 勝巳君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、参事兼企画政策課長中川 修。

企画政策課長（中川 修君） よろしく申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 次に、総務課長神戸一夫。

総務課長（神戸一夫君） よろしくお願いいたします。

市長職務執行者（飯島 善君） 最後に、財政課長秋田信博。

財政課長（秋田信博君） どうぞよろしくお願い申し上げます。

市長職務執行者（飯島 善君） 以上でございます。よろしくどうぞ申し上げます。

臨時議長（野田正男君） 本日は議案等、特に市幹部職員の皆さんから説明を求めるものはございません。よって、事務執行の関係からここで退席されることについては、市幹部職員の判断にお任せすることにいたします。なお、退席される場合はお静かにお願いいたします。

〔市長職務執行者以下市幹部職員退場〕

臨時議長（野田正男君） それでは、議事日程第1号（その1）に従いまして議事の進行をさせていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

仮議席の指定について

臨時議長（野田正男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩をし全員協議会を開きます。

午前10時07分休憩

---

午前10時40分開議

臨時議長（野田正男君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

---

選挙第1号 議長の選挙について

臨時議長（野田正男君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

お諮りいたします。

議長の選挙に使用する投票用紙については、議長選挙後に決裁される投票用紙規程案に準じて行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（野田正男君） ご異議なしと認めます。したがって、これより議長の選挙に使用する投票用紙につきましては、議長選挙後に決裁される投票用紙規程案に準じて行うことにいたします。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（野田正男君） ただいまの出席議員は32名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則案第30条第1項の規定によって、立会人に1番高木寛房君、2番鴻巣早苗君、3番染谷礼子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙を配付〕

臨時議長（野田正男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（野田正男君） 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

臨時議長（野田正男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から、順次順番に投票願います。

〔各議員順次投票〕

臨時議長（野田正男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（野田正男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

高木君、鴻巣君、染谷君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔高木寛房君、鴻巣早苗君、染谷礼子君立ち会いの上開票〕

臨時議長（野田正男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 32票

有効投票 32票

無効投票 0票

白 票 0票 です。

有効投票のうち

豊 島 葵 議員 18票

倉 持 眞 孜 議員 11票

市 川 忠 夫 議員 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票です。したがって、豊島 葵議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（野田正男君） ただいま議長に当選されました豊島 葵議員が議場におられますので、会議規則案第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

豊島 葵議員、登壇の上、当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔議長豊島 葵君登壇〕

議長(豊島 葵君) ただいま皆様のご推挙により当選させていただきました豊島 葵でございます。どうもありがとうございます。

先ほどあいさつの中でも申し上げたとおりで、新しいつくばみらい市ができました。そういう中で、今度5月にまた市長選挙がございます。新しい市長が生まれると思います。そういう中で、行政、執行部とも議会が円滑にいくようにこれからも努力して、皆さんとともに、ご協力いただきながら、つくばみらい市発展のために住民ともども頑張っていくつもりですので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。（拍手）

臨時議長（野田正男君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

豊島 葵議員、議長席にお着き願います。

ご協力、ありがとうございました。

〔臨時議長野田正男君退席、議長豊島 葵君着席〕

議長（豊島 葵君） それでは、よろしく申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に全協を開きますので、全協室の方へ皆さんお集まり願います。よろしく申し上げます。

午前10時55分休憩

午前 11 時 22 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名です。定足数に達しておりますので、平成18年第1回つくばみらい市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 議席の指定について

議長（豊島 葵君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則案第3条第1項の規定によって議長が指定します。

議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

---

#### 会議録署名議員の指名について

議長（豊島 葵君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則案第76条の規定によって、1番高木寛房君、2番鴻巣早苗君を指名します。

---

#### 会期の決定について

議長（豊島 葵君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から4月10日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

26番川上文子君。

26番（川上文子君） 26番の川上です。

日程に少し異議を申し上げたいと思います。

手元に配られました議会日程では、4月6日本会議をやって、休会、休日、休日、そして4月10日本会議という日程です。それで、4月10日に13の議案が議論されることになっているわけですが、中身を見ますと、合併による専決処分の承認という議題になっておまして、これはやむを得ないこととして、中身は暫定予算、特につくばみらい市の税条例の改正、国民健康保険税条例の改正、それから、介護保険条例の改正という、市民にとっては大変暮らしに直結する議題があります。それで、10日の日にこれを本会議で議論をしますと、当然、例えば介護保険条例で言いますと、伊奈も谷和原も、特に谷和原ですが、大幅な税引き上げということです。出されている議案は額だけでして、その根拠となるさまざまな裏づけについて質疑をいたしますと、本会議の中で質疑、採択ということをやりますと大変大きな時間が要するのではないかと思います。

その5日間の日程でこの議会をやるのだとすれば、私は、手元に私たちのところに配られました議案に基づく説明の資料を事前に配付をしていただくと。そうでないと本会議の中で裏づけの資料を出しなさい云々という議会になりますので、少なくともこの5日間で

やろうとするのであれば、それぞれの案件についての、担当のところから、説明の資料を事前に出すことを求めたいと思います。

そうでないとなれば、それなりの会期の日程の議論が必要なのではないかとと思うので、議長の方でお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） ただいま川上文子君から、異議が出ました。

異議がありましたけれども、議案の説明の資料を執行部の方から提出させたいと思いますので、会期は先ほど言いましたように、4月10日までの5日間にしたいと思います。

異議がありますので、起立によって採決を諮りたいと思います。

26番（川上文子君） 出すのであれば、いいです。

議長（豊島 葵君） では、異議なしということでもいいですね。

そのほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から4月10日までの5日間に決定しました。

---

#### 選挙第2号 副議長の選挙について

議長（豊島 葵君） 日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

お諮りします。

副議長の選挙で使用する投票用紙については、議長が後に決裁する投票用紙規程案に準じて行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、これより副議長の選挙に使用する投票用紙については、議長が後に決裁する投票用紙規程案に準じて行うことにします。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は32名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則案第30条第1項の規定によって、立会人に4番中山栄一君、5番倉持悦典君、6番飯泉静男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名投票です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。

〔投票用紙を配付〕

議長（豊島 葵君） 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（豊島 葵君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から、順番に投票をお願いします。

〔各議員順次投票〕

議長（豊島 葵君） 投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名しました中山栄一君、倉持悦典君、飯泉静男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔中山栄一君、倉持悦典君、飯泉静男君立ち会いの上開票〕

議長（豊島 葵君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 32票

有効投票 31票

無効投票 0票

白 票 1票 です。

有効投票のうち

直 井 誠 巳 議員 11票

細 田 忠 夫 議員 10票

山 崎 貞 美 議員 6票

川 上 文 子 議員 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票であります。したがって、直井誠巳議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（豊島 葵君） ただいま副議長に当選されました直井誠巳議員が議場におられますので、会議規則案第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

直井誠巳議員、登壇の上、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

〔副議長直井誠巳君登壇〕

副議長（直井誠巳君） ただいまご案内をいただきました、議席が決定されて11番直井でございます。

つくばみらい市の開かれた、議長そして副議長の選挙ということで、先ほどから行われて新議長に豊島 葵氏が当選し、そして、ただいま4人の候補の中でご推挙いただいたわけでございます。

つくばみらい市議会議員の副議長ということで、大変重要職をいただいたわけですが、議長の先ほどのごあいさつの中にもございましたように、議会と執行部は両輪のごとく進めというような基本的な考えの中に、私もそれに同調し、議長を補佐し、援護の気持ちでこの先まいついていきたいと思っております。

長い50年の歴史の中で閉庁式、閉村式も済まされ、3月の27日にめでたくもつくばみらい市の誕生があり、地域住民の方もこれからのつくばみらい市に大変なる期待もかけてお

るわけでございますから、私ども正副議長としても、本当にその重責を感じるところでございますが、32名の代表の副ということで、皆さん方のご理解と、そしてご協力をいただきつつ、これからの任期まで務めさせていただきたいと思っております。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが、副議長の就任のあいさつにかえさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。（拍手）

議長（豊島 葵君） ここで暫時休憩をします。

午前 1 1 時 4 1 分休憩

---

午後 2 時 2 4 分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

発議第 1 号 つくばみらい市議会会議規則の制定について

発議第 2 号 つくばみらい市議会事務局設置条例の制定について

発議第 3 号 つくばみらい市議会委員会条例の制定について

議長（豊島 葵君） 日程第 5、発議第 1 号 つくばみらい市議会会議規則の制定について、日程第 6、発議第 2 号 つくばみらい市議会事務局設置条例の制定について、日程第 7、発議第 3 号 つくばみらい市議会委員会条例の制定について、以上 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

32 番野田正男君。

〔32 番野田正男君登壇〕

3 2 番（野田正男君）

発議第 1 号

つくばみらい市議会会議規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

平成 18 年 4 月 6 日提出

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 野田正男

賛成者 つくばみらい市議会議員 篠塚皓男

〃 つくばみらい市議会議員 市川忠夫

（提案理由）

本件は、地方自治法第 120 条の規定に基づき、つくばみらい市議会の会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

発議第 2 号

つくばみらい市議会事務局設置条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

平成 18 年 4 月 6 日提出

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 野田正男

賛成者 つくばみらい市議会議員 篠塚皓男  
" つくばみらい市議会議員 市川忠夫

(提案理由)

本件は、地方自治法第 138条の規定に基づき、議会の庶務的事務の処理等のため議会事務局を設置しようとするものです。

発議第 3 号

つくばみらい市議会委員会条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第 2 項の規定により提出します。

平成18年 4 月 6 日提出

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵 殿  
提出者 つくばみらい市議会議員 野田正男  
賛成者 つくばみらい市議会議員 篠塚皓男  
" つくばみらい市議会議員 市川忠夫

(提案理由)

本件は、地方自治法第 109条、同法第 109条の 2、第 110条、第 111条の規定に基づき、つくばみらい市議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

以上でございます。

議長(豊島 葵君) ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第 1 号から発議第 3 号までは、会議規則案第35条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号から発議第 3 号までは委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 討論なしと認めます。

これより、発議第 1 号から発議第 3 号までを一括して採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議の公布行為などのため、ここで暫時休憩を 5 分間いたします。

午後 2 時 2 8 分休憩

---

午後 2 時 3 3 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

常任委員会委員の選任について

議長（豊島 葵君） 日程第 8、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。  
お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配付しました一覧表案のとおり、12人を総務常任委員会に、10人を教育民生常任委員会に、10人を経済常任委員会に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に各常任委員会を和室にてそれぞれ開催しますので、直ちにご参集ください。

午後 2 時 3 4 分休憩

---

午後 3 時 0 4 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

常任委員会正副委員長の互選について

議長（豊島 葵君） 日程第 9、常任委員会正副委員長の互選について。

先ほどより各常任委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。

総務常任委員長に松本和男君、同じく副委員長に横張光男君。教育民生常任委員長に廣瀬 満君、同じく副委員長に山崎貞美君。経済常任委員長に岡田伊生君、同じく副委員長に大好 光君、以上のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 0 5 分休憩

---

午後 3 時 5 2 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

議会運営委員会委員の選任について

議長（豊島 葵君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました一覧表案のとおり、14人を議会運営委員会委員に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

なお、休憩中に議会運営委員会を和室にて開催しますので、委員の方は直ちにご参集願います。

午後3時53分休憩

午後4時02分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選について

議長（豊島 葵君） 日程第11、議会運営委員会正副委員長の互選について。

先ほど議会運営委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。委員長に細田忠夫君、副委員長に豊島安一君、以上のとおり決定いたしました。

発議第4号 議会広報特別委員会の設置に関する決議

議長（豊島 葵君） 日程第12、発議第4号 議会広報特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14番松本和男君。

〔14番松本和男君登壇〕

14番（松本和男君）

発議第4号

議会広報特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、議会広報特別委員会を設置する。

記

1. 名称 議会広報特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及びつくばみらい市議会委員会条例第5条
3. 目的 議会活動に係る広報等調査研究
4. 委員の定数 14名
5. 調査期間 議会広報特別委員会設置の議決の日から議員任期満了日まで

上記の議案を会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成18年4月6日提出

つくばみらい市議会議長 豊島 葵 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 松本和男

賛成者 つくばみらい市議会議員 廣瀬 満  
" つくばみらい市議会議員 岡田伊生

(提案理由)

本件は、市議会の活動状況や議会に関する諸般の事項等を住民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることは非常に重要なことである。その一手段として議会広報の発行を行うため、その編集、校正等を行うための議会広報特別委員会を設置しようとするものであります。

議長(豊島 葵君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議会広報特別委員会の委員については、つくばみらい市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました一覧表案のとおり、14人を議会広報特別委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に議会広報特別委員会を和室にて開催しますので、委員の方は直ちにご参集ください。

午後4時06分休憩

---

午後4時08分開議

議長(豊島 葵君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

議会広報特別委員会正副委員長の互選について

議長(豊島 葵君) 日程第13、議会広報特別委員会正副委員長の互選について。

先ほど議会広報特別委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので議長より報告いたします。委員長に今川英明君、副委員長に染谷礼子君、以上のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

午後 4 時 1 0 分休憩

---

午後 4 時 4 2 分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして本会議を開きます。  
本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。  
暫時休憩します。

午後 4 時 4 4 分休憩

---

午後 5 時 1 7 分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

選挙第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

議長（豊島 葵君） 日程第14、選挙第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、常総地方広域市町村圏事務組規約第 5 条の規定により、組合議員 3 名を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に飯野喬一君、古舘千恵子君、海老原 弘君を指名します。

ただいま指名しました飯野喬一君、古舘千恵子君、海老原 弘君を常総地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました飯野喬一君、古舘千恵子君、海老原 弘君が常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま常総地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました飯野喬一君、古舘千恵子君、海老原 弘君が議場におられますので、会議規則第31条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

---

#### 選挙第4号 常総衛生組合議会議員の選挙について

議長（豊島 葵君） 日程第15、選挙第4号 常総衛生組合議会議員の選挙を行います。本件については、常総衛生組合同規約第5条第2項の規定により、組合議員2名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。

被選挙人の指名方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

常総衛生組合議会議員に、市川忠夫君、安藤幸子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました市川忠夫君、安藤幸子君を常総衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました市川忠夫君、安藤幸子君が常総衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま常総衛生組合議会議員に当選された市川忠夫君、安藤幸子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

#### 選挙第5号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙について

議長（豊島 葵君） 日程第16、選挙第5号 取手地方広域下水道組合議会議員の選挙を行います。

本件については、取手地方広域下水道組合同規約第5条の規定により、組合議員3名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

取手地方広域下水道組合議会議員に、野田正男君、中山 平君、川上文子君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をしました野田正男君、中山 平君、川上文子君を取手地方広域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました野田正男君、中山 平君、川上文子君が取手地方広域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま取手地方広域下水道組合議会議員に当選された野田正男君、中山 平君、川上文子君が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

#### 選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙について

議長（豊島 葵君） 日程第17、選挙第6号 利根川水系県南水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、利根川水系県南水防事務組合同規約第5条第2項の規定により、組合議員2名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

利根川水系県南水防事務組合議会議員に岡田伊生君、鴻巣早苗君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました岡田伊生君、鴻巣早苗君を利根川水系県南水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岡田伊生君、鴻巣早苗君が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選された岡田伊生君、鴻巣早苗君が

議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をします。

なお、取手市外2市火葬場組合議会議員については、取手市外2市火葬場組合規約第5条において、関係市議会の議長、副議長及び衛生関係の常任委員会委員長をもって充てると規定されておりますので、取手市外2市火葬場組合議会議員に議長豊島 葵、副議長直井誠巳君、総務委員長松本和男君となりますので、報告いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） はい。

25番（倉持眞孜君） その前に、今の常総広域の選出された議員については、ここで認めますけれども、私は監査委員なのですね。この3月で締めるわけですね。この月別監査は3月ですから、4月の25日に監査を行います。総合監査は後日行うと思うのですけれども、その監査報告をやれませんので、そのものについて何か出た場合に、私は、その中で何ら議員責任はないということをお場で議決してもらいたいのですね。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 暫時休憩します。

午後5時28分休憩

---

午後5時46分開議

議長（豊島 葵君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの件につきまして、局長の方から説明をさせますので、よろしくお願ひします。

議会事務局長（古谷安史君） それでは、先ほど倉持（眞）議員の方から話がございました常総広域の監査の件でございますけれども、新しい議員が選出されまして、広域の議会において監査委員が決定次第、その人に17年度からの監査をしてもらうということで、今まで監査委員をしていたいただいた倉持（眞）議員には、その責任はないということでございますので、これをご報告させていただきます。

よろしくお願ひします。

議長（豊島 葵君） 以上のとおりであります。

---

休会の件について

議長（豊島 葵君） 日程第18、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議案調査のため、4月7日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、4月7日は休会とすることに決定しました。

---

散会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、4月10日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後5時48分散会

第 2 号

[ 4 月 10 日 ]

平成18年第1回  
つくばみらい市議会臨時会会議録 第2号

平成18年4月10日 午前10時03分開議

1. 出席議員

1番	高木寛房君	17番	大好光君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	19番	富山和夫君
4番	中山栄一君	20番	山崎貞美君
5番	倉持悦典君	21番	廣瀬満君
6番	飯泉静男君	22番	今川英明君
7番	堤 實君	23番	豊島 葵君
8番	福島克良君	24番	細田忠夫君
9番	岡田伊生君	25番	倉持眞孜君
10番	古舘千恵子君	26番	川上文子君
11番	直井誠巳君	27番	中山平君
12番	横張光男君	28番	豊島安一君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	31番	篠塚皓男君
16番	飯野喬一君	32番	野田正男君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市長職務執行者	飯島善君
教 育 長	豊嶋隆一君
総 務 部 長	海老原茂君
市 民 部 長	羽生恵洋君
保 健 福 祉 部 長	渡辺勝美君
産 業 振 興 部 長	鈴木清君
都 市 建 設 部 長	青木秀君
教 育 次 長	倉持政永君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝巳君
参事兼企画政策課長	中川修君
総 務 課 長	神戸一夫君
財 政 課 長	秋田信博君
収入役職務代理者	豊島久君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書 記	小 川 多 美 子 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成18年4月10日(月曜日)

午前10時03分開議

追加日程第1 議員辞職の件

- 日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市役所の位置を定める条例以下137件の条例)
- 日程第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について)
- 日程第3 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について)
- 日程第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市内の字の名称変更について)
- 日程第5 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(指定金融機関の指定について)
- 日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について)
- 日程第7 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(茨城租税債権管理機構規約の改正について)
- 日程第8 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約)
- 日程第9 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第11 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第12 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第13 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて(つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例)

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 議員辞職の件

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市役所の位置を定める条例以下 137件の条例）         |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか 7 件の暫定予算について） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか 7 件の暫定予算について） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市内の字の名称変更について）                  |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）                        |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について）     |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（茨城租税債権管理機構規約の改正について）                  |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約）               |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）         |
| 日程第10 | 議案第10号  | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市税条例の一部を改正する条例）                 |
| 日程第11 | 議案第11号  | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例）            |
| 日程第12 | 議案第12号  | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）           |
| 日程第13 | 議案第13号  | 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例）              |

---

午前 10 時 03 分開議

開議の宣告

議長（豊島 葵君） ただいまの出席議員は32名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局副参事、事務局主幹、事務局主事、議案説明のため、市長職務執行者、教育長、全部長、教育次長、秘書広聴課長、参事兼企画政策課長、総務課長、財政課長、収入役職務代理者会計課長出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より報告があります。

議会事務局長。

〔議会事務局長古谷安史君登壇〕

議会事務局長（古谷安史君） ご報告申し上げます。

去る 4 月 6 日の本会議にて報告いたしました倉持眞孜議員からの常総地方広域市町村圏

事務組合議会の監査の件につきましては、新しい監査委員が常総地方広域の組合議会で選任されるまでの間は、地方自治法第 197条ただし書きの規定により、前任者がその職務を行うこととなりますので、再確認という意味でご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（豊島 葵君） 報告が終わりました。

---

#### 日程追加

議長（豊島 葵君） ここで、篠塚皓男君から議員辞職願が提出されています。

お諮りします。

篠塚皓男君の議員辞職願の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、篠塚皓男君の議員辞職願の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることを決定しました。

---

#### 議員辞職の件

議長（豊島 葵君） それでは、職員に追加日程を配付させます。

〔資料配付〕

議長（豊島 葵君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長古谷安史君登壇〕

議会事務局長（古谷安史君） 辞職願。

私、篠塚皓男は、一身上の都合により、つくばみらい市議会議員を辞職いたしたく、お願い申し上げます。

平成18年 4 月10日

篠 塚 皓 男

つくばみらい市議会議長 豊 島 葵 殿

議長（豊島 葵君） お諮りします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 野田議員。

3 2 番（野田正男君） 人事案件ですので、本人はどうなんでしょうか。

議長（豊島 葵君） ちょっと待ってください。

それでは、地方自治法第 117条の規定により篠塚皓男君の退場をお願いします。

〔31番篠塚皓男君退場〕

議長（豊島 葵君） お諮りします。

篠塚皓男君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、篠塚皓男君の議員辞職を許可することに決定しました。

〔31番篠塚皓男君入場〕

議長（豊島 葵君） それでは、篠塚皓男君の議員辞職が決定しましたので、篠塚皓男君は退場をお願いします。

ご苦労さまでした。

31番（篠塚皓男君） お世話になりました。（拍手）

---

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市役所の位置を定める条例以下137件の条例）

議長（豊島 葵君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市役所の位置を定める条例以下137件の条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） おはようございます。

それでは、今回上程をいたしました議案について説明申し上げます。

今回の議案については、すべて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

それでは、議案第1号についてご説明を申し上げます。

議案第1号 つくばみらい市役所の位置を定める条例以下137件の条例についてでございますが、これは、つくばみらい市発足に伴いまして、市の運営を図る上で必要となる137件の条例制定を平成18年3月27日付で一括し専決処分をしたものであります。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について）

議長（豊島 葵君） 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平

成17年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者(飯島 善君) 議案第2号 平成17年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算についてでございますが、地方自治法施行令第2条の規定により、つくばみらい市の平成17年度における必要な収支について暫定予算を調整し執行したものであります。

今般の暫定予算編成期間は、平成18年3月27日から31日までの5日間となっております。一般会計並びに6特別会計の予算規模は37億6,113万1,000円でございます。水道事業会計では、収益的収入が9,000円、支出が102万5,000円、資本的収入は5,700万6,000円、支出が4,500万円でございます。

それでは、一般会計暫定予算から説明を申し上げます。

歳入歳出予算、繰越明許、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用の6費目で構成しております。

繰越事業は、市道1560号線道路整備事業以下6事業があり、債務負担行為は22事業でございます。地方債の発行は5事業を計画しております。一時借入金の借入限度額は3億円と定めております。

歳入歳出の詳細内容に関しては、配付させていただいております予算書をごらん願いたくお願いを申し上げます。

次に、特別会計でございますが、今回の暫定予算編成は、平成18年3月に発生します支払義務額を適正に積算し計上しておりますので、詳細内容に関しましては予算書をごらんいただきたいと思っております。

発生主義体系で事業運営しております水道事業会計に関しまして、ご説明を申し上げます。

総則、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で構成しております。特筆事項は、中通川拡幅事業に係る導配水管設備工事を予定しております。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(豊島 葵君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

30番市川忠夫君。

〔30番市川忠夫君登壇〕

30番(市川忠夫君) 議案第2号について質疑をさせていただきたいと思っております。

一般会計の部、ページ26ページです。

委託料で谷和原インターチェンジ周辺整備基本設計で535万5,000円計上してあります。この件についてであります。

この件につきましては、先般、3月10日の谷和原村の定例議会におきましてインターチ

エンジ周辺の説明がございました。その際に、この全体計画の図面をもって説明がありました。しかし、これは谷和原村の議会での説明資料ということであったと思うのですが、結局このように伊奈、谷和原合併したのですから、伊奈の議会の皆さんにも、谷和原で提示されましたその資料を提示するのが当然かなというふうに思います。その上に立って、同じテーブルでこのインターチェンジ周辺の計画について議論をすべきだと思うのです。それが一つ。

それから、もう一つ確認したいことがあります。その説明会の中で、これまでに谷和原の予算の中で、このインターチェンジ周辺の設計図を組んで進めてきたわけですが、つまり、ここのインターチェンジの開発は、3ヘクタールが今度の特例債関係と言われましたね。それから、残りの5ヘクタールについては、一般の開発会社で開発するということですね。

私、その際に、これまでの全体の測定の費用を、民間がやる場合は、今まで谷和原の予算で測量は済んでいるわけですから、民間の部分については、それを市に対して返済してもらうべきではないかというようなことで申し上げたところ、担当課ではそうしますと、こういうことだったのです。ですから、この件についても、ここで確認の意味で答弁をお願いしたいということです。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長青木 秀君登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） それでは、市川議員のご質問につきましてご答弁をいたしたいと思います。

谷和原インター周辺の整備につきましては、特例債事業を充当して事業を施工するというので、測量あるいは17年度は基本設計を実施してきたところでございます。そういった状況の中で、インター周辺 5.2ヘクタールすべてにつきまして、民間の事業者の方から村に対して、物流倉庫というお話がございました。村といたしましてもバスターミナルにつきましては、つくばエクスプレスが開業以来、高速バスの利用者が約6割の減というような厳しい状況に立たされているわけでございます。

そういった状況の中で、3月の谷和原村の定例議会の中で、民間の土地利用が図られるのであれば民間の方に土地利用を図ってもらっても、民活ですか、それを導入していきたいというのが村の方針ということで議会の皆さんにご説明したところでございます。

この民間の土地利用が村の方に具体的にどのような形で実施するかというような話は、まだ具体的に今後になるかと思えます。そういった状況の中で、行政が多額の事業費を投入する手法ではなくて、民間で土地活用していただければ、その方がいいのではないかとということで議会の皆さんにご説明をしたところでございます。

今日まで、測量費あるいは基本設計の委託料ということで出費しているわけでございますが、その費用につきましては、今後、土地利用を図る民間の業者の方と話し合っていきたいということで、3月の議会の中ではお話ししたということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 30番市川忠夫君。

〔30番市川忠夫君登壇〕

30番（市川忠夫君） ただいま答弁がありましたけれども、1点目のインターチェンジ周辺の計画図、それは伊奈の議会の皆さんに提示はしないのですか。皆さん、インター

チェンジ周辺の開発をするということは当然承知だと思っておりますが、どのような内容なのか、検討する材料がなかったらできないでしょう、それが一つ。もう一度お願いします。

それと、民間との協議の上で進めるという部分があるわけですね。その部分についての測定の部分については、今までに支出をしているわけです。これが民間がやる分については村の方へ返していただくと、こういうふうに全協の中で答弁があったのです。その点、今の場合だと協議をするということですが、もちろん協議をするということは、返していただけるような方向で協議をするのだとも理解はできますが、その辺きちっとした確認をしたいと思っております。もう一度お願いします。

議長（豊島 葵君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長青木 秀君登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） 1点目の基本計画の資料でございますが、伊奈町の議員さんも含めて配付したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、測量費用の市への民間業者からの受け入れでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、お話し合いをしていきたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

18番海老原 弘君。

〔18番海老原 弘君登壇〕

18番（海老原 弘君） 予算書の28ページ、3行目の看板等の改修委託料で1,810万8,000円、この件についてお尋ねをいたします。

この件に関する入札の過程、並びに落札業者等を、公表できれば公表していただきたいと思っております。

といいますのは、当初指名された何社かの中で、他の業者が入札を降りてくれというような情報を私どもは入手いたしました。これは、やはりある意味で一種の談合ではないか、その後入札は、最初の入札業者は指名されないで再入札をしたということを知っております。この件について答弁をお願いいたします。

議長（豊島 葵君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長秋田信博君登壇〕

財政課長（秋田信博君） 海老原議員のご質問でございますが、この件につきましては入札をしているいとまもございませんでしたので、地方自治法施行令167条の第2項の規定によりまして、これは随意契約をさせていただきました。とにかく合併で、多様な事務をとりこなしております、実際、両町村でいろんな業務に取り組んでおりましたので、今お尋ねのように、入札をしたというのは全然そういう経緯がございませんので、ちょっと理解できないわけですが、とにかく随意契約ということでさせていただきました。

それから、受託業者でございますが、株式会社のアレスコさん、片仮名名でございます。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

〔18番海老原 弘君善壇〕

18番（海老原 弘君） ただいまの答弁ですと、入札はなかったということですか。

私が聞いた情報では、最初指名を受けたと聞いたのですが、それは間違いですか。指名はされない、そのところをもう一度答弁をお願いいたします。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長海老原 茂君登壇〕

総務部長（海老原 茂君） ただいまの質問ですが、海老原議員の、いわゆる新市移行に係る看板の製作ということの質問でありましたが、内容的な質問に関しましては、実は同じ時期に防災の避難所の看板の設置に係る入札を行いました。これは移行経費とは全く関係ありませんで、旧伊奈町単独で行った事業であります。

その際に6社を指名いたしましたが、談合情報等がございましたので、それは取りやめて、改めてまた更生をして入札をしたところであります。ですから、今回の新市の看板の設置とはちょっと違うのかなと思っております。

議長（豊島 葵君） 18番海老原 弘君。

〔18番海老原 弘君登壇〕

18番（海老原 弘君） ただいま答弁いただきましたけれども、今回の内容ではないということですが、やはり新市がスタートする中で、そういうことについては事務当局は嚴重に今後業務を進めていただきたいと思えます。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 討論なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について）

議長（豊島 葵君） 日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第3号 平成18年度つくばみらい市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算は、地方自治法施行令第2条の規定により、つくばみらい市の平成18年度予算が成立するまでの間、必要な経費について暫定予算を調整し執行したものであります。

一般会計ほか6特別会計の総予算規模は67億8,892万2,000円です。水道事業会計におきましては、収益的収入が2億3,662万1,000円、支出が1億9,878万6,000円、資本的収入819万6,000円、支出は8,593万5,000円です。

一般会計におきましては、歳入歳出予算、債務負担行為、一時借入金、歳出予算の流用で構成しております。当初に、谷和原庁舎議場改修工事を6月10日を目標に取り組んでいく所存でございます。なお、暫定予算に関しましては、本予算が成立するまでのつなぎ予算的な意味合いを持っておりますので、お手元に配付させていただいております予算書にて詳細事項を掌握していただきたく、お願いを申し上げます。

国民健康保険特別会計以下7事業会計につきましても、予算書の配付によりまして詳細の事項の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

15番古川よし枝君。

〔15番古川よし枝君登壇〕

15番（古川よし枝君） 23ページ、企画費の報償金、バス運行等検討懇談会委員謝礼として6万4,000円の予算が暫定で組まれておりますが、3カ月という中での予算ですけれども、このバス運行等検討懇談会については、伊奈町の議会でも、そして町民の中にも、交通の不便さから町民の足の充実をという声が上がっておりまして、飯島市長職務執行者も合併と同時に走らせたいということを議会でも答弁されているんですが、この3カ月間の予算の中でどのような形で、どういうスケジュールでもって検討がされていくのか。住民は大変期待をしているところなので、ぜひ3カ月間どうしていくのか、お答えをお願いします。

議長（豊島 葵君） 秘書広聴課長森 勝巳君。

〔秘書広聴課長森 勝巳君登壇〕

秘書広聴課長（森 勝巳君） ただいまのご質問でございますが、3月に入りまして検討委員会の方から答申をいただきました。その答申の内容につきましては、引き続き検討してくださいということの内容でございますので、平成18年度になりましても、引き続きバス運行の手法等を含めて検討していきたいということで、計画をしているところでございます。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市内の字の名称変更について）

議長（豊島 葵君） 日程第 4、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市内の字の名称変更について）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第 4 号 字の名称変更についてでございますが、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の名称を変更するもので、3 月 27 日付で専決処分をしたものでございます。詳細につきましては、変更調書をごらんいただきたいと思います。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これで議案第 4 号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は原案のとおり承認されました。

---

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）

議長（豊島 葵君） 日程第 5、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（指定金融機関の指定について）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第 5 号は、指定金融機関の指定についてでございます。

これは地方自治法第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て市の金融機関を指定し、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができることとされておることから、合併前 2 町村が指定しておりました株式会社常陽銀行をつくばみらい市においても指定することとし、3 月 27 日付で専決処分をしたものでございます。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

討論を省略し、これで議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

---

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について）

議長（豊島 葵君） 日程第6、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第6号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

平成18年1月1日から平成18年3月27日までの間に生じた市町村の廃置分合に伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合を組織する地方公共団体の数を減少するもので、3月27日付で専決処分をしたものであります。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

討論を省略し、これで議案第6号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

---

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（茨城租税債権管理機構規約の改正について）

議長（豊島 葵君） 日程第7、議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（茨城租税債権管理機構規約の改正について）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の改正についてでございます。

平成18年1月1日から平成18年3月27日までに効力を生じた市町村合併に伴い、茨城租税債権管理機構を組織する市町村に係る規約の改正であります。3月27日付で専決処分をしたもので、ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

討論を省略し、これで議案第7号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

---

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約）

議長（豊島 葵君） 日程第8、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第8号 つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約についてでございますが、つくば市等公平委員会に加入することに決定し、これにより同会の規約の一部を改正する規約について、3月27日付で専決処分をしたものであります。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

討論を省略し、これで議案第8号について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

ここで10分間の暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分開議

議長（豊島 葵君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議長（豊島 葵君） 日程第9、議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告による平成17年の改正給与法の公布に伴い公務員給与の抜本的な構造改革がなされ、給料表及び昇給制度が改正され、平成18年4月1日から施行する必要となり、平成18年3月31日に専決処分をしたものでございます。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番古川よし枝君。

〔15番古川よし枝君登壇〕

15番（古川よし枝君） まず一つは、第14条2の「地域手当を支給する」とありますが、その割合を3%としている根拠について伺います。

それから、この後の附則のところの11項で、平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例の中で3%を超えない範囲で規則を定めるとあるが、どういうふうに解釈するのか伺います。

それから、第7条第5項では、昇給は1年間の勤務成績に応じて行うとしているが、勤務成績とはどのような方法で査定をしていくのか伺います。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長海老原 茂君登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 14条の地域手当に関する質問でございますが、この給与改定につきましては、平成17年9月28日に政府におきまして、公務員の給与改定に関する取り扱いということで総務省より地方公務員の給与に関する取り扱いが発出されたところであります。

今回のこの改定であります。国家公務員の給与におきましては、地域における国家公務員の給与水準の見直しと、これを反映した形で地域手当が創設されたということでございます。この地域手当の支給基準につきましては、賃金構造基本統計調査、これは厚生労

働省で行っている調査であります、過去10年の平均の賃金指数を95.0としまして、それぞれの人口5万人以上の市を指定したところであります。

つくばみらい市におきましては特例がございまして、「ただし中核的な都市が支給地域となる場合には、地域の一体性から認められた一定の市町村は本地域手当を支給する」というようなことでありまして、この割合につきましては級地がありまして、2級地から6級地までですか、15%から3%、そういうこととございます。

茨城県につきましては、水戸市初め13地域がこの地域手当の支給の指定であります。伊奈町につきましては3%ということと通知を受けております。

それから、もう一点の、第7条の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとするという、この勤務成績とはどういうものかということとありますが、これにつきましては、今、行政改革の中の給付構造の見直しの中でこのような反映をすると、いわゆる人事考課制度等をそれぞれの市町村で今後取り組むような形になるかと思っております、この人事考課制度等を参考にして、その勤務成績等を考慮していくということになるかと思っております。

議長（豊島 葵君） 15番古川よし枝君。

〔15番古川よし枝君登壇〕

15番（古川よし枝君） 読み取りがわからないのでお聞きしたかったのですが、地域手当をつける場合に、5年間の有余があると人事院勧告がいつているのですね。それで見てみますと、ある市町村では段階的に地域手当をつけていくというところもあつたりするものですから、この附則の11のところ、3%を超えない範囲で規則で定めると書かれておりますので、どう解釈したらいいのかということと伺ったのです。それとも、初年度から地域手当は3%、この条例どおりに支給をしていくのかどうか伺いたかったのですが。

議長（豊島 葵君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長海老原 茂君登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 済みません。先ほど私の答弁の中で「伊奈町」と申し上げましたが、これは4月1日からありますので、「つくばみらい市」ということとご了解いただきたいと思ひます。

いわゆる5年間の調整ですが、15%としますとかなり大きな額になりますので、それぞれ指定を受けた町村等につきましても、その中で調整をしていくということと、今、行っております。ですから、いわゆるつくばみらい市の場合には3%を超えない範囲で支給すると、当初この地域手当につきましては支給する予定であります。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありますか。

15番古川よし枝君。

〔15番古川よし枝君登壇〕

15番（古川よし枝君） 専決第9号 つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

今回の条例の改正は、昨年8月の人事院勧告による地域給与制度の導入と給与体系の見

直しを行うものです。

反対の理由の一つは、地域手当は公務員給与が民間を上回っているとして、官民格差が大きいといわれている東北や北海道の格差が 4.8%あるというのを基準に、全国一律に公務員給与の引き下げをしました。しかし、民間の給与水準が高い地域では逆転現象が生じたため、不足を地域手当で補足するというものです。当市では3%の地域手当です。つくば市では12%、取手では15%、守谷市では10%と、近隣だけでも格差が生じています。

そもそも地域手当の根拠であるとした賃金構造基本統計調査は、公務と民間の賃金比較を目的としたものではなく、人事院も5万人以下の自治体では数値が出せないといっているように、支給率を決める根拠としては問題があります。物価や生活実態とかけ離れるなど、各地で大きな矛盾が生じています。自治体の賃金は、人事院や都道府県の人事委員会勧告を参考にして生計費を基礎に、県内の民間と公務の賃金、近隣自治体との均衡、自治体の諸事情等を考慮し労使協議を重ね、労使合意を得て議会で決めていくものです。国の給料表の一方的引き下げを持ち込むことは許されません。

二つ目の理由は、昇給に当たり極端に勤務査定を持ち込むことです。公務員は全体の奉仕者として公正、中立、安定継続、そして組織的な業務遂行が求められます。能力実績主義の評価制度による査定賃金制度が一方的に導入されれば、権力者への忠誠服従が求められ、全体の奉仕者としての公正性や中立性を損ない、公務員制度をゆがめ、職場の効率性も損なうことになりかねません。査定賃金は労働条件そのものであり、労使合意が不可欠であり、人事院も認めているように、評価制度は十分な信頼が持てない状況で評価を賃金に連動してはならないといっています。

三つ目の理由は、新給料表への切りかえは4月から行われますが、基本的には現給料が保障されます。新制度での給料額が新制度の給料額に達するまでは、実質昇給は延伸となります。50代では昇格がない限り現給与保障のまま推移することになります。

以上が主な反対の理由です。

今回の人事院勧告による改定は、小泉内閣の構造改革の名による総人件費削減が先にあり、人員削減とあわせ、給料削減で何が何でも削減の数字合わせをやりたいという、これを押し切ってきました。そして、これを押しつけることは現に多くの矛盾を生み、職員の公務員としての資質を低下させ、ひいては住民サービスの低下にもつながります。よって、私はこの本条例に反対をいたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市税条例の一部を改正する条例）

議長（豊島 葵君） 日程第10、議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（つ

くばみらい市税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者(飯島 善君) 議案第10号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、本格的な税源移譲を実施するために地方税法の一部を改正する法律が公布され、それに伴い、つくばみらい市税条例の一部を改正するもので、平成18年4月1日から施行が必要となり、平成18年3月31日に専決処分をしたものでございます。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(豊島 葵君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番古川よし枝君。

〔15番古川よし枝君登壇〕

15番(古川よし枝君) 三位一体の改革によって税源が所得税から市民税への移行が行われ、その市民税が一律6%となります。こういうことによりまして、その自治体によっては住民の所得階層の層の厚さでもって税源の確保の格差が生じるといわれて、この税源移譲の問題点がありまして、しかし国は、地方交付税の調整機能を弱めるという方向でありますのでとても心配なのですけれども、今回の税源移譲で今どういうふうに税源確保が見られるのかということについて伺いたいのですが。

議長(豊島 葵君) 市民部長羽生恵洋君。

〔市民部長羽生恵洋君登壇〕

市民部長(羽生恵洋君) お答えします。

今後、どのようにこの税の確保の推移というものを見られるのかということかと思いますが、現時点では把握してございません。今後そのように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長(豊島 葵君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(豊島 葵君) これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。

原案に対しまして反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番古川よし枝君登壇〕

15番(古川よし枝君) 専決第10号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

今回の条例改正は、平成18年度の地方税法改正によるものです。個人の所得課税にかかわる地方公共機関団体への税源移譲を行うための個人住民税の税率の見直し、それに伴う負担増を調整する軽減措置、そして定率減税の廃止、また、退職者所得にかかわる市民税の特別措置の廃止、耐震促進のための減税、地震保険料控除、地方たばこ税の税率の引き上げなどが今回の主な条例改正の中身です。

反対の大きな理由は、定率減税の廃止です。平成11年にサラリーマンなどの勤労者向けの景気対策として盛り込まれました減税措置が廃止されます。市の条例改正は、昨年度に続いて個人住民税の所得割、残りの7.5%で実際平成19年6月で全廃となります。景気回復が明確なのは大企業を中心とする一部だけです。勤労者については、いまだに民間給与は下がり続けているというのが現状です。一方では、大企業に多額の減税を与える研究開発税、規模を縮小しながらも継続し、さらにIT投資減税のかわりに情報基盤強化減税が新たに設けられるなど、史上最高の利益を上げている大企業には配慮し、勤労者だけには負担を押しつける、この制度のやり方に強く反対をするものです。

また、個人の市民税の非課税の範囲を均等割で8,000円、所得割で3万円引き下げることもについても増税となり、反対いたします。

以上、反対の討論といたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議長（豊島 葵君） 日程第11、議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、自立支援医療制度が導入されることに伴い、結核患者及び一般精神障害者の通院医療の患者負担分である5%に相当する額についての国民健康保険による任意給付を廃止するもので、平成18年4月1日から施行が必要となり、平成18年3月31日に専決処分をしたものであります。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 質問をしたいのですが、今、職務執行者から説明がありましたように、障害者自立支援法の施行で、今までは25%が公費負担、残り5%が本人負担だったものが、今まで国民健康保険で、伊奈町でも谷和原でもその5%の自己負担を負担して

いたわけですね。今回の税条例の改正で、その部分が削除されるということで、つまり負担をしないということになるわけですが、今までこの負担額というのはどのぐらい負担をしていたのか、例えば17年、16年はどうだったのか、まずご答弁をお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。

その金額については把握しておりませんが、人数的には約 150人と把握しております。

議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 16年度の伊奈町の国保の負担で 139万円ぐらいだと担当課は言っています。ですから、伊奈と谷和原を合わせても 200万円前後ですね。それで、伊奈町の3月の議会に陳情が出されていて、つくば共同作業所ふれんずから、精神障害者の精神科通院医療費の公費助成の継続をぜひしてくれと出されています。これは、執行部の方にも出されたと思いますし、谷和原の執行部の方にも出したと聞いています。

この中で、今度1割負担になるということで、そのうちの今までの5%分が公費となっていたわけですが、今度1割負担になることで低所得者には大変大きな打撃だと。精神障害者は、ご存じのように、なかなか就労にも結びつけられないということで無年金者も多くあって、生活保護水準以下の生活実態の方が多くおられると。1割負担には余りにも大きな打撃だと、医療の中断が起これば再発、入院になることが予想され、さらなる国保医療費の増大が懸念をされる、ぜひ精神通院医療費の公費負担の制度の維持をしていただきたいと要望を出しています。

私は、大変わずかな額で、ここの部分で、議会の中でも一般質問でも取り上げられた課題でもありまして、削除をするのではなくて、公的負担の継続というところでどの程度検討をされたのか、この点について伺いたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 障害者自立支援法が昨年10月に成立しまして、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が支援法により共通の福祉サービスが受けられるようになったということですが、その中で医療費の1割が自己負担となったわけですが、そういう自立支援法が成立したことによって、額が少ないからということではなくて、やはり今回廃止せざるを得ないとなったわけですが。

また、県南地区で協議会を持っておりますけれども、新地区支部というものがございませぬ。そういう中で相当この件については議論をされたところですが、県内のほとんどの町村が廃止と聞いております。やはりこの制度は、国保のみの制度であったわけですが、負担の公平性の観点からこういうことになったということですが。全国的には4県がこういう形で実施をしていたと聞いております。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 議案第11号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をします。

この条例改正は、結核予防法第34条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条で定められた、医療に必要な費用の100分の95に相当する額の残りの5%を国民健康保険で負担するとした条例を削除するもので、5%を本人負担にするというものです。5%の自己負担を国保財政で支払い、本人負担を無料にするというこの制度は、昭和42年から約40年間、全国の精神障害者家族連合会などの取り組みによって実現をしてきたもので、これは全県で実施されてきました。全国的にも多くの市町村で実施をされてきました。

しかし、今回自立支援法の成立によりまして、公費負担医療制度のうち、育成医療と更生医療とこの精神通院公費の3つが自立支援医療に統合されまして、育成、更生医療は応能負担から1割の定率負担に、精神通院公費は医療費の5%の定率負担が1割負担に引き上げられました。説明にありますように、この法改正にあわせる形で今回の条例改定が行われます。

そもそもこの自立支援法の施行ですが、患者家族は大幅な負担増をもたらすと同時に、対象範囲を大幅に限定することによって、公費負担医療制度をますます形骸化をすると、さらに自治体の福祉医療制度を後退させるもので、自立支援どころか、自立無援の制度だというふうに障害者や家族から批判の声が強くなっていきます。

特に精神障害者は、精神の病という不幸の上に、社会からの偏見による生きづらさを抱える二重の不幸を背負う存在だといわれています。精神障害者が置かれている状況は、医療リハビリテーションはもとより、社会福祉の面でも、身体障害者、知的障害者に対する福祉施策に比較しまして著しい格差があります。支援費制度導入時にもかやの外に置かれてきました。精神障害は人生のこれからという時期に発病する人が多いだけに、医療行為は命を維持していくために欠くこのとできない行為です。しかも、それは継続的長期にわたります。ですから、その負担は通常の人々と比べて大きな格差があります。

そういう中で唯一の精神障害者の支援策ともいえる通院医療費制度がなくなり、今まで無料だった医療費が1割負担になるということは、精神障害者にとって極めて大きな負担で、重い障害や低所得者の人は負担ができないことを理由に、医療を受けられない結果にもなりかねません。

5%の負担は平成16年度決算で見ますと、さきにも言いましたが、伊奈町の負担でわずか139万円です。ですから、市の負担に換算をしましても、私は200万円前後だろうというふうに予測をします。本当にわずかな額ですけれども、この制度の存続をしていくことによって、精神障害者にとっては大きな安心につながっていくのではないかと、そういう点では市の独自の努力を強く求めたい。今回可決をされたとすれば、その後、今後の中でぜひ努力をしていただきたい、そのことを要望しながら、条例改定に反対をいたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（豊島 葵君） 日程第12、議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第12号 つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これは地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、公的年金控除の見直しにより、平成17年1月1日現在において65歳以上であった者について、平成18年から2年間保険税の緩和措置を講じること、及び国民健康保険税の介護納付金課税額の改正を行うもので、平成18年4月1日から施行が必要となり、平成18年3月31日に専決処分をしたものであります。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

これで質議を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例）

議長（豊島 葵君） 日程第13、議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

市長職務執行者飯島 善君。

〔市長職務執行者飯島 善君登壇〕

市長職務執行者（飯島 善君） 議案第13号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは介護保険法第129条第2項に基づき、第1号被保険者の平成18年度から平成20年度の保険料についてを改正するもので、平成18年4月

1日から施行が必要となり、平成18年3月31日に専決処分をしたものであります。

ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（豊島 葵君） ここで追加説明があります。

保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 議案第13号につきまして、追加説明をさせていただきます。

議案第13号は、先ほどご審議いただきました議案第1号に関連いたしまして、介護保険料の改正を行ったものであります。保険料につきましては、保険料の推計に当たり、策定委員会の中で十分審議検討を重ねまして推計したものであります。その基準額を月額3,710円としたところですが、今回改正し3,630円とするものであります。

議長（豊島 葵君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 幾つか聞きたいと思いますが、まず、介護保険の改定によって保険料段階の設定方法が今回3点改められたのですね。

一つは、現行の第2段階、市町村民税非課税世帯の段階を2つの段階に分けると。市町村民税非課税世帯で課税年金収入と合計所得金額が年間80万円以下の人と、それから、そうでない人という形で新第2段階、第3段階という形に分けるということですね。

二つ目は、課税層の保険料設定の弾力化です。本人が市町村民税課税されている層、今までは2つの段階があったのですが、これを自由に課税層の保険料段階に分ける、もっと細分化をすることができるようになりました。これは自治体の判断の中で。

それから、もう一つは、保険料段階ごとの負荷の割合、負担率ですが、今までも0.5から1.5という形で段階に分けたわけですが、このパーセントについても自由に設定をできると。

三つの保険料段階の設定について方法が改められて、そういう点では自治体独自の努力によって細分化した段階設定をすることによって、収入に応じて、本人の生活の力によって保険料の設定をできると改められたわけですが、今回の改定は一般的な6段階に改定するというので、その保険料の負担率についても今までどおりのものを当てはめるということなのですが、そういう点でより、大変大幅な引き上げの案が出されているわけですが、この保険料の設定についてももう少し検討する必要があったのではないかと、そういう検討はどの程度進められたのか。同時に、保険料の引き上げが現況からすると大幅に上がるわけですが、そのことについて独自の減免制度を多くの市町村は設けているわけですが、そういう点でもどういう検討がされたのか、まずお答えをお願いしたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 確かに議員がおっしゃるように、大幅な1.5倍というような保険料になったわけですが、今回第3期の介護保険事業計画を策定するに当たりまして、14名の策定委員の方々が5回の会議を行いまして、その中で十分審議はなさ

れたものと考えております。

確かに在宅サービス、それから施設サービスとも、それぞれ過去5年間の実績をもとに審議をいただきまして、そういう中で茨城県全体の中で近隣市町村の状況を見ますと、守谷市も4,517円、つくば市も3,880円というような大幅な増加となっているという状況でございます。全国の数字はまだ査定されていないと思いますが、約3,951円くらいになるのではないのかなという話でございます。県の平均は、ちなみに3,577円というような状況でございます。

議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 質問にちゃんと答えてください。

保険料の改定の設定の方法を、もっといろいろな形で検討できたのではないかと、そのことについてどう検討したのかと聞いたのですね。

それで、今、説明がありましたが、現状の保険税から比べると大変高いのですよ。伊奈のエリアの住民からいいますと44%の引き上げ、谷和原は大変高いです、75.4%です。今、全国、県の話がされましたが、介護保険の改定前に政府が出した試算でも、全国平均で約2割から3割見込みとっていました。出ている他の県を含めたデータを見ましても、3割を超えたところがたくさんあるとかという表現もありますが、7割というのは大変高いわけですね。

それで、具体的にこの引き上げをしなければならなかったという数値が、金曜日の日ですか、資料として配られましたが、この率に引き上げなければならなかったという点でどういう試算をされたのか。審議会に了解をいただいたとかという話ではなくて、7割、4割引き上げざるを得なかったのはここに要因があるんだという内容について、説明をしてください。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 資料として要介護認定者数の推計、それから居宅サービスのサービス給付費の推計、それから全体的な第1号被保険者、いわゆる19%の保険料の推計を資料として提出しておるところですが、15年から16年では16.3%ぐらいの伸びが見られるわけでございます。そういう中で、認定者数の推計を見ていただければわかると思うのですが、この65歳以上の増加が特に見られるということが一つ挙げられます。それから、それに伴って要介護認定者数が当然増加する、それから施設給付においては特別養護老人ホームが、今年度、いなほ里が40床の増床がございまして。また、ぬくもり荘では30床の増床が19年度は予定されております。そういうことで、特にこの要因としましては、そういう施設サービスが今後増加するであろうというところを見ておるわけでございます。

大体認定者数を見ますと、高齢者人口の14%が認定者数という形でございます。18年度を見ていただければ、8,181名のうち認定者数が1,200名という数字でございます。

そういう中で、最後の5ページでは、特に標準給付費を求めまして、地域支援事業が今後新しく始まるわけでございますが、そういうものを見たり、第1号被保険者を段階別に加算割合を見まして、最終的に3,634円という数字になりまして、4円は切り捨てたわけでございますが、3,630円という保険料となった次第でございます。

そういう中で、伊奈町ばかりではなくて、全国でもそういう伸び率をあらわしていると

というような状況でございます。

議長（豊島 葵君） 26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 部長、ちゃんと資料見ながら質問に答えていただきたいと思うのですが、今、説明がありました、配られた資料はこれですよね。これの要介護認定者数の推計のところですが、まず、高齢人口の予測ですが、15年から16年、2.59%高齢人口がふえています。16年から17年では2.6%です。なのに、18年からは4.9%、4.68%、4.47%、もちろん高齢人口はどんどんふえているにしても、この設定はいかなものかと思うんです。新たな3期の計画を進めるに当たって、もう少し段階的に高齢人口の増加率が上がっていきならわかるけれども、今まで2%台で推移したのが、今度の新しい計画では4%から5%の増加率を初年度から見込むと。

今また認定数の話がありました、の方の認定者数ですが、反対に、高齢者に対する認定者の割合というのは16年度でいくと13%、17年度でいくと10%、ところが18年度は認定者数は高齢者の割合からすると9%、その後は6%、7%と下がるわけです。もちろん新たな介護保険の中で、なるだけ自立してもらいたいという努力の数値ということなのでしょうが、対象は下げる見込みで組んでいるわけですよね。だから、認定者が割合としてふえているわけでは、決してない予測をしていると。

そういう中で、私も担当課に説明を求めましたら、いなりの里や谷和原の施設の方でも増床があるんだと、したがって、その給付額が大変膨らむという説明がありました。私は、15年、16年、17年、伊奈と谷和原の、17年は予算書ですが、15、16の決算の対比をしてみました。17年度予算の合計から、18年度の今度のつくばみらい市の推計の数を置いてみたのです。そうしましたら、標準給付見込み額、つまり給付額だと思うのですが、それに全くイコールかどうかということは判断しかねますが、多分イコールでいいと思うのですが、保険給付額で対比をしてみますと、17年度の予算の伊奈と谷和原の合計の給付額からつくばみらい市の3期計画の18年度初年度について言いますと、標準給付見込み額というのは14%の増加なのです、14%。ところが、1号被保険者の4割、谷和原7割という引き上げによって単純に計算しますと53%ですよ、1号被保険者の増加額は。言われたように、給付額が増大をして見込んでいるのであれば、この給付額の妥当性については照らし合わせることができない、制度が変わってしまっ、食費も居住費も自己負担になるとか、それからサービスの中身も変わりますから。だけれども、そちらが出した給付の初年度の見込みの増加率よりも、はるかに1号被保険者の税負担の増加率の方が大変高い。しかも設定しているところでは、5割ではなくて、反対に保険料設定を36%の設定して置いているのですね。

こういう点でも、私はこの試算が、本当に引き上げを抑えるために、現実的な試算として行われたのかと疑問を持たざるを得ないのですよ。ちなみに、2期計画で見ましても、伊奈町でいいますと15年度3,000万円を超える黒字、16年度は少ないですが37万円、しかし17年度末で6,000万円の基金を残しているわけです。谷和原についても、15年では2,730万円の黒字、16年度は4,590万円の黒字で、現在というか、引き継ぐに当たっては2,882万円の基金を残しているわけです。介護保険者、被保険者からすると本当に保険料負担は大変なのです。ですから、2期計画と同じように、財政運営をする方からすれば安心な金額でしょうけれども、負担を幾らかでも下げるといふ点で見たときに、この試算は私は

何とも納得できない。

今の点について、最後にちゃんと答弁をしていただきたいと思うんですが。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） 一つには、やはり社会保障制度の1つであるこの介護保険制度が、今後も引き続き十分な運営ができるような、そういうことを事務局としては考えておるわけなのですが、金額を抑えるという考え方ではなくて、やはり介護保険そのものを、十分なサービスを提供しなくてはいけないということがモットーではないかなと考えております。

先ほども言いましたけれども、特に年齢構成で、これまで平成12年から17年までは150人から300人ぐらいずつ増加して、第1号被保険者がそういう増加を見せていたわけですが、18年度からは380人ぐらいずつふえると。これは年齢構成で最も多い60歳から64歳の世代が65歳を迎えるということも一つの原因かと思えます。

それから、もう一つは、介護予防の新設がございます。地域支援事業というものも進めるわけですが、地域密着型サービスという中で小規模多機能型居宅介護という介護があるわけですが、これにつきましても、やはり施設待機者の受け皿という感じで利用されるということから、このサービスの給付費そのものは、施設サービスに近い単価で設定されておりますので、こういう小規模多機能型の居宅介護というの、今後大幅に増加していくのではないかなと見ております。

それから、特定入所者の関係、いわゆる先ほども言いましたけれども、施設入所、ショートステイ等で居住費の負担、食費の負担というのがございますが、これらについても特定入所者介護サービス等給付費ということで、最後の5ページの2行目にあります4,000万円というような、低所得者に対する軽減給付サービスというものも含まれておるわけです。

それから、先ほど川上議員から、基金を取り崩すという話もございましたけれども、この中ほどにありますように、3,000万円の基金を入れておるといような状況でございます。

そういうことから、今回はこの3,630円基準額ということで、ご承認をいただきたいと考えております。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

24番細田忠夫君。

〔24番細田忠夫君登壇〕

24番（細田忠夫君） 介護保険の事業の歴史というのは、まだ浅いわけですが、今回大幅に保険料を値上げするというので、私はこの案に反対するわけではないのですが、いわゆるこの保険料算定の基本的考え方を少しお尋ねしておきたい。

従来は、この所得段階区分というのが5段階だったわけです。ところが今回6段階になるわけです。6段階になる、私はこの段階がふえることは賛成なのですが、このふえた段階が、いわゆる1段階と2段階と負担割合が同じ0.5が2つに分かれただけで、実際は大した機能を果たさない区分の仕方だと私は思うのです。むしろ、負担割合0.5が第2段階までは第1段階で済むのではないかと感じるんです。もっと大事なのは、いわゆる高所得者の第6段階の方をもっとふやして、例えば300万円所得、あるいは500万円所得

の場合は1.75にするとか2にするとかということを考えて、低所得者の負担を少なくするような方向を、もっと検討していくべきではないかということを感じたわけですが、いわゆる保険料算定の基本的考え方として、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（豊島 葵君） 保健福祉部長渡辺勝美君。

〔保健福祉部長渡辺勝美君登壇〕

保健福祉部長（渡辺勝美君） お答えします。

保険料の算定につきましては、まず、サービス量がどれぐらいの量になるのかというのが基本であると思います。当然そのサービス量に応じて、サービス量を推計するために被保険者の伸び率というものも必要になってくるわけです。

事業内容につきましても、それぞれホームヘルプサービスからデイサービス、それからそのような居宅サービス、プラス施設サービスの中でどれぐらいか、今の現状を見ながら、あるいは過去の実績等を勘案しながら推計したということでございます。

議長（豊島 葵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで質議を終わります。

これから討論に入ります。

討論がありますので、まず、原案に対し反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番川上文子君登壇〕

26番（川上文子君） 議案第13号 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例について、私は反対をします。

今回の料金引き上げ率は、さっきの質疑でも言いましたが、伊奈町で44%、谷和原の地域の住民で75.4%ということで大変高いです。これは高齢者の暮らしを直撃するだろうと思います。それでなくても高齢者世帯の負担増は深刻で、昨年2月に年金から天引きされる所得税が増税となりました。2006年には住民税も増税です。これらの増税に連動しまして、国保税や介護保険料も自動的に負担増になる部分が出てきます。それに加えた定率減税の半減廃止、老人医療の自己負担引き上げなどが相次いでかぶさってきます。介護サービスを利用する人には、昨年10月から居住費、食費もかかることになりました。その上、唯一の収入である年金給付までマイナススライドとなっています。この高齢者の連続の負担増の中で、今回の介護保険料の大幅引き上げが行われます。

私は少しでも抑えていくために、市として可能な努力を尽くすことが必要だと思うのです。その努力の一つとして、先ほど質疑もしましたが、保険料段階を細分化して、所得の多い人により大きな負担を求め、それ以外の人たちの保険料を抑えることです。もう一つは、市の試算によると、市内高齢者の中で市民税非課税者は8割を超えます。本来、市民税非課税者ですから税を課す対象にならない、こういう低所得者に対する対策を確立することは介護保険存続の不可欠の条件です。介護保険は市町村の自治事務ですから、本来国の権力的な関与が及ばないもので、独自減免制度は自治体の独自の判断によるものです。この努力が必要です。

二つ目としては、介護予防、健康づくりにサービス切り捨てでない形で取り組み、介護を必要とする高齢者が安心して暮らせる条件を整備することも、給付金を抑え、保険料値上げを抑制する効果があります。この取り組みの具体化の努力です。

三つ目は、積立金の活用と、もう一つは、市一般会計の繰り入れなど、引き下げのための市独自の努力です。

今回、私は資料を見て初めて知ったのですが、平成15年から17年度の谷和原の介護保険会計を見ますと、1号被保険者の負担割合、この2期でいいますと18%ですが、負担割合は伊奈と比しても低い設定になっています。その分、一般会計からの繰り入れの割合は伊奈と比べて高くなっています。つまり、これは谷和原では2期計画の保険料負担を低く設定したことで、結果的には村独自の努力をしたと思います。今回の75%という大変高い谷和原地域住民の受け入れがたい引き上げ数値ですが、私はそういうことからしても、保険料値上げを抑えるための市独自の努力が必要だったと思います。

今、3つの努力について述べましたけれども、こういう努力がされたのかという点で、私は十分な検討や努力がされたとは思えない計画だと思っています。

今回の保険料引き上げは、合併直後ということもありまして専決処分の形で行われました。そういう意味でも、住民に理解してもらうためには十分な納得できる資料と説明が必要ですが、今の説明でも、値上げの額の設定について疑問を残します。事前の資料内容も説明も極めて不十分です。私は、市独自の努力が十分されたとは判断できません。今後の市の運営の中でその努力を強く求めたいと思います。

最後にですが、保険料の値上げを食いとめるためには国のその責任を果たさせること、このことを要求していくことを求めたいと思います。介護保険料が高い最大の理由は、介護保険制度が始まったとき、それまでは介護に係る費用の50%が国の負担でした。これを25%まで負担割合を引き下げた、ここに原因があります。全国市町村会でも、せめて調整交付金として高齢者の比率が高い市町村に重点的に配分している5%部分を、25%の外枠にしてほしいということを繰り返し要望しています。私は、これが実現をすれば、1号被保険者の値上げをやめることができると、全国的にも試算が出ています。ですから、当面、国庫負担を5%引き上げて30%にするように、市としても国に求めていくことを要求しまして、反対の討論といたします。

議長（豊島 葵君） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。

22番今川英明君。

〔22番今川英明君登壇〕

22番（今川英明君） 私は、議案第13号のつくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

今、川上議員が反対ということいろいろ言いましたけれども、先ほど来、福祉部長が説明されています。私も介護保険の策定委員会の1人として出まして、いろいろ審議したわけでありましてけれども、確かに上げてはならないし、上げてはだめだという意見はわかります。ですけれども、介護保険が円滑にいくためには、これしか方法がないんです、残念ながら。

といいますのは、国でもって試算があるわけです、試算方法が。それに数値を当てはめていくとこういう結果になるのです。ですから、何でそうなのという話をしましたけれども、先ほど来説明しましたように、高齢者が多くて、かつサービスがいろいろと向上しているという観点から、こういう結果になってしまうのです。ですから、今おっしゃいましたように、谷和原村は今までは介護保険が安かったわけでありましてけれども、それは一般財源からかなり繰り入れをしたわけです。そういったことでようやくやってきた状況があ

るわけです。今回合併しまして、財政の健全化ということでいろいろと審議されていますけれども、非常に財政的には逼迫しています。そういった中で、介護保険をいかにやっていくかといったことに関しましては、これしか方法がないと。

これからは、やはり高齢者の方にも、いろいろと支援に対する考え方、介護保険に関する考え方も関心を持っていただきまして、やっていかなければならないと思いますけれども、今回新しい制度で介護支援センターを新設するわけです。そういったことにも費用がかかるわけです。ですから、サービスの向上のためには、現在の水準を保っていくためにはこの保険料しかない。それで各隣接の市町村を見ましても、決してつくばみらい市が高いわけではありません、普通です。県の水準からいっても普通です。ですから、今までが一般財源から繰り入れて安かっただけに、今回批判は浴びると思いますけれども、今後の介護保険の円滑化のためには、この保険料は妥当かなということで賛成をいたします。

議長（豊島 葵君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（豊島 葵君） これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（豊島 葵君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（豊島 葵君） 以上で、今臨時会に付議された日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これで平成18年第1回つくばみらい市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後零時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成18年4月10日

つくばみらい市臨時議長 野田正男

つくばみらい市議会議長 豊島 葵

つくばみらい市議会議員 高木寛房

つくばみらい市議会議員 鴻巣早苗